

令和3年4月1日
社会福祉法人 南知多

介護職員等特定処遇改善手当支給要領

1. 目的

介護職員等特定処遇改善手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を次のように定める。

2. 支給対象職員

職員就業規則第4条第1項に規定する職員。

ただし、施設長以上の職員、嘱託医師には支給しない。また、介護職員等特定処遇改善加算の算定年度（4月～翌年3月）における在籍期間において年収が440万円を超える収入が想定される介護職員以外の職員、介護報酬収入の対象とはならない施設職員、手当支給月の前月に有給休暇、病休等で勤務実績がない者は、支給の対象外とする。

3. 支給額

対象職員に対するそれぞれの支給額は表1のとおりとする。

4. 支給月

介護報酬請求月の翌月とする。

5. その他

本要領及び手当の支給は、介護保険法の改正等により介護職員等特定処遇改善加算が終了した時点で廃止する。

附則

この要領は令和3年4月1日より施行する。

表 1

手当支給額は介護報酬収入額に応じ次の配分割合により算定した額とする。

支給算定期間		毎年4月1日～翌年3月31日	
支給区分（※1）		配分割合	該当要件
A	経験・技能のある介護職員	2	・介護福祉士の資格を有する者（※2） ・当法人での経験年数10年以上の者（※3）
B	他の介護職員	1	・支給区分A該当要件以外の介護職員
C	その他の職種	0・5	・支給区分A・支給区分Bのいずれにも該当しない者で、特定処遇改善手当支給後の年収が440万円以下の者

（※1）支給区分 A～C 各区分内の一人ひとりの処遇改善額は柔軟な設定ができる。

（※2）資格は、加算を算定する該当年度中（3月31日まで）に取得した資格とする。

（※3）経験年数は当法人の在籍年数とし、他法人の勤務経験を含めない。
経験年数の計算については、加算を算定する当該年度中の在籍年数とする。

参考

・介護職員等特定処遇改善加算計算方法

「介護報酬総単位数×サービス別加算率（1単位未満端数四捨五入）×1単位の単価」